農業委員会へ提出する申請書の提出日

●毎月２０日（土・日、祝日の場合は前の開庁日）締め切り

●農業委員会定例総会（翌月３日開催予定）で許可・不許可について意志決定を行います。

（※　県許可分は、その後県知事により審査が行われます。）

●なお、転用申請関係（農地法第４、５条申請等）については、申請される３日前には、事前相談をお願いします。書類などが完全でない場合は、処理が翌月扱いになることがありますので、早めに申請をお願いします。

●申請書提出後、速やかに地区担当農業委員に申請内容の説明をお願いします。

農業委員会事務局